



発行 新潟県

第5号

令和3年1月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 46 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 47 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 48 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 49 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 50 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 51 道路の区域変更(道路管理課)
- 52 道路の供用開始(道路管理課)
- 53 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 54 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 55 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 56 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)

林業種苗生産事業者講習会の開催(治山課)

告 示

◎新潟県告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
村上総合病院	村上市緑町五丁目8番1号	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	令和2年12月1日

◎新潟県告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
クスリのアオキ富塚薬局	新発田市富塚町2丁目4番31号	育成医療・更生医療	令和3年1月1日
訪問看護だいにち	上越市大字大日34番5	育成医療・更生医療	令和3年1月1日
訪問看護ステーションあやめ 新発田	新発田市富塚町2丁目3ー18 長谷川ビル2階	育成医療・更生医療	令和3年1月1日

◎新潟県告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
あい薬局 小千谷店	小千谷市大字桜町5163番地3	育成医療・更生医療	令和3年1月1日
ファルマ吉田	燕市吉田3479ー1	育成医療・更生医療	令和3年1月1日

◎新潟県告示第49号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
塚田 智成	内科・呼吸器科	塚田医院	妙高市柳井田町2ー8ー16	R 2.12.10

◎新潟県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農用地保全施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和3年1月20日から令和3年2月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	相川中部	換地計画書の写し	佐渡市役所本庁

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北関川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市杉平字山崎95番1から	新	5.3～20.0メートル	100.7メートル
同市杉平字山崎1番6まで	旧	5.3～17.0メートル	100.7メートル

◎新潟県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 山北関川線
- 2 供用開始の区間
村上市杉平字山崎95番1から同市杉平字山崎1番6まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月20日

◎新潟県告示第53号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年1月18日新潟県告示第64号）を次のとおり解除する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
正面(1)地区	中魚沼郡津南町下船渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(2)地区	中魚沼郡津南町下船渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第54号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年1月18日新潟県告示第65号）の指定を解除する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
正面(1)地区	中魚沼郡津南町下船渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(2)地区	中魚沼郡津南町下船渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第55号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
正面(1)地区	中魚沼郡津南町下船渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(2)地区	中魚沼郡津南町下船渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第56号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
正面(1)地区	中魚沼郡津南町下船渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正面(2)地区	中魚沼郡津南町下船渡正面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオンモール新発田

所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和2年8月14日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和3年1月19日から令和3年2月19日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越ショッピングセンター

所在地 上越市富岡3457番地

設置者 イオンリテール株式会社 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和2年8月14日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和3年1月19日から令和3年2月19日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を

次のとおり公表する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオン上越寺店

所在地 上越市寺157番地2 外

設置者 株式会社五頭

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和2年8月14日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和3年1月19日から令和3年2月19日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオン下門前店

所在地 上越市下門前1870番地 外

設置者 株式会社五頭 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称、所在地）に関する届出

公告日 令和2年8月14日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和3年1月19日から令和3年2月19日まで

林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和2年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和3年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 講習会の日時

令和3年2月18日(木) 午前10時から午後5時まで

2 講習会の場所

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎 506会議室

3 講習会の対象者

新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者並びにその生産事業に従事している者及び従事しようとする者

4 受講手続

新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書に受講手数料（新潟県収入証紙14,000円）を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に令和3年2月10日（水）までに提出すること。